

超過勤務促進法 阻止を 今国会で大詰めのせめぎ合い

越教組ニュース

越谷市教職員組合
ホームページ



11月19日、衆議院本会議において、公立学校に「1年単位の变形労働時間制」を導入できるようにする「給特法の一部を改正する法律案」が与党と維新の会などの賛成多数により可決され、参議院に送られました。今国会の会期は12月9日までです。このニュースがお手元に届く頃にはすでに成立しているかもしれません。この法案には、ほとんどの識者・評論家が問題性を指摘しています。それでもごり押ししてくる今の政府・文科省。いつまでも続けさせるわけにはいきません。

現状追認法

一日八時間労働という労働時間の原則を壊すこととなる重大な法案にもかかわらず、衆議院文部科学委員会での審議は、四日間計十六時間足らず。不十分な審議のもとでの拙速な採決に断固抗議するも

法的拘束力なし

短い審議時間でも、さまざまな問題点や矛盾が

政府側は導入の前提として超過勤務を月四五時間、年三六〇時間とする上限ガイドラインを大臣指針に格上げして守らせる、終業から始業までのインターバルの休憩時間などを盛り込んだ省令と指針をつくるなど

明らかにになりました。根本的な問題は、この法案の目的があくまでも休日のまとめ取りであり、現場の教職員が求めている平日の深刻な長時間過密労働の縮減・解消には何ら効果がないものであるということ。むしろ長時間過密労働の実態を覆い隠し、固定化し、助長する恐れすらあります。そして、長時間過密労働解消のために何よりも必要な教職員定数増の要求の根拠まで覆い隠そうとするものです。

2. 文科省が示した1年単位の变形労働時間制の概要(以下、「文科省イメージ」)

文科省が提示した1年単位の变形労働時間制は以下のような内容です。

- (1) 週3日あるいは4日の勤務時間を現行制度より1時間延長し8時間45分とする。
- (2) 夏季・冬季・春季休業における勤務時間を7時間45分とする。
- (3) 繁忙期の業務の圧縮を進めつつ、7時間45分を

超えざるを得ない分について、長期休業期間中の勤務時間を圧縮して一定の休日を設定する。

- 週3日8時間45分勤務とした場合、年間15日間(例:夏季2週間、冬季3日、春季2日)の学校閉庁日に相当する勤務時間を「圧縮」
- 週4日8時間45分勤務とした場合、年間20日間(例:夏季3週間、冬季3日、春季2日)の学校閉庁日に相当する勤務時間を「圧縮」

市版 少人数学級署名継続中

先日、県教委に教きました。越谷から署名を届けること協力ありがとうございます。次は、2月下旬に出す「市独自の少署名」です。こちらまだ時間があるので、を進めたいと思いは、OGも手伝って集めました。もし、やっていない方がいください。何枚か預かるとい方がいれ声掛けください。行政に動いてもら

育署名を提出しては、4000筆近ができました。ごさいました。市長・教育長に提人数学級を求めるは、提出までにまだ引き続き取り組みます。市民祭りでは、140筆ほどまだ市版の署名をらしたらご協力ください。組合員におみんなの声でいましょう。

署名は短期間のうちに六万七〇〇〇筆を超え、国会前や全国各地で連帯の動きが広がっています。競争と管理を押しつける教育政策を転換し、教育予算を増やす政治を実現することが求められています。埼教組は、参議院で現場の実態を踏まえた徹底的な審議により法案の廃案を求めるとも

廃案をめざして

法案に反対する国会請願

に、教職員の長時間過密労働を抜本的に解消し、ゆきとどいた教育を実現するために全力を尽くす決意です。

同意なしの变形制は違法

